

門カユヲ飲殘シタルヲ、ニハニシヤクトステタリケルヲバ、王相ナシトハシリケリ、ユヲゾミノ  
コシテ庭ニスツル事ハ、心ヲトリスル事也、又主君ノ前ニメシチラシタラム物ヲバ陪膳ノ物ワ  
ザトヒタラストモ、便ニトリテスツベシ、ムナシキ折敷坏物ノクヅナンドツモラスベカラズ、

〔門室有職抄〕事ヲ始次第○中

飯ヨリ左ノモノヲサシコシテハサムベカラズ、魚ノヤキタラムハ、ムシリテ多不可食、鱠ハカイ  
シキノ紙ノミエルマデ、内ノ子ナドヲ不可食、口ハ骨ナガラ可食、不然者不可食也、シギツボハ食  
了後、如元フタヲラホウナリ、汁ノミハ鯉ノワタイリナラバ、齊太ガ所バカリヲハサミアゲテ可  
食、

〔門室有職抄〕入客之儀○中

初對面之外ハ、雖尋常之人可勸坏飯、付中凌遼遠之路來人、不勸膳者頗無心事也、至盃膳者、近隨官  
位也、但無左右客人前々勸歟、此條頗不甘心云々、凡食事間、俗家ニハ頗以習多之、僧中ニハ無別様  
云々、其中ニ飯ヨリ左ナルアハセテ、及箸食事不可有云々、又敬人ニハ以高坏可勸、侍品ニハ折敷  
常事也、

〔大饗雜事〕一欲食飯先取最花事

一食汁了、汁土器置机下事、

〔今川大雙紙〕下食物之式法の事

一客人のしやうばん仕候へと仰あらば、座敷にて肴のすわりてくふ時は、すひものなどの汁を  
すふ事あるべからず、二はし三箸くふて後汁をすふべし、

一人前にて飯くふ様之事、人より後にくひ初め、箸をば人よりさきに置也、ひや汁をうくる時は、  
箸持たる手にて、左のすわりの袖をかいて取て請べし、汁のさいしん引人の前に來る時、先すふて